

介護保険 主な軽減制度一覧

R3. 8以降

介護保険制度では、所得の少ない方に対する利用者負担の軽減制度があります。
申請が必要な制度もありますので、それぞれの軽減制度に該当すると思われる方は、健康福祉課
介護保険係へご相談ください。

区 分	項 目	内 容
保険料	① 所得段階別設定	本人の「所得」や「市民税の課税状況」、世帯(※1)の「市民税の課税状況」に応じて算定することになっており、負担能力に応じて9段階に設定しています。
	② 保険料の減免	災害等の特別な事情により保険料の負担が困難と認められた場合は、申請に基づき、徴収猶予や減免が受けられます。 (主な減免条件: 災害、生計維持者の死亡、失業、又は干ばつ、冷害などにより収入が著しく減少した場合等)
利用料	③ 高額介護サービス費の支給	世帯(※1)で1ヶ月に支払った介護費用が、所得区分に応じた上限額を超えた場合に、申請に基づき、費用の一部が払い戻されます。 (市で計算し、該当の方に申請のご案内をしています。) * 市民税世帯非課税等の方は、この上限額が低く設定されています。段階ごとの上限額は3ページの一覧表をご参照ください。 ※対象となる介護費用: 利用者が負担する1割～3割に限ります。(福祉用具購入費、住宅改修費、食費・居住費、日常生活費等は対象外です。)
	④ 高額医療合算介護サービス費の支給	介護保険と医療保険を両方利用した場合に、世帯(※2)で1年間に支払った介護費用と医療費用の合計が、所得区分に応じた上限額を超えた場合に、申請に基づき、費用の一部が払い戻されます。(医療保険者で計算し、該当の方に申請のご案内をしています。) * 市民税世帯非課税等の方は、この上限額が低く設定されています。 ※対象となる介護費用: 高額介護サービス費と同じ範囲で、高額介護サービス費、高額療養費を支給した後の負担額が対象です。
	⑤ 介護保険施設等における食費・居住費の減額 (負担限度額認定)	市民税世帯非課税等(世帯が別の配偶者を含む)の方が、施設入所や短期入所(ショートステイ)を利用した時の食費・居住費が、本人の年金収入や所得、本人と配偶者の預貯金等の状況に応じた段階ごとに軽減されます。 段階ごとの要件や軽減後の食費・居住費は、4ページの一覧表をご参照ください。 該当する方は、申請をし、認定を受けてください。 申請には預貯金等の状況が確認できる本人及び配偶者の通帳の写し(次の①～③)等が必要です。(詳細は別チラシ「申請にあたっての注意事項」の一覧表をご確認ください。) ①銀行名、支店名、口座名義が書いてあるページ ②直近2ヶ月分の内容と最終残高がわかるページ ③総合口座の場合は定期や貯蓄預金等の明細がわかるページ

⑥ 市民税課税世帯に対する食費・居住費の特例減額		世帯課税(前ページの食費・居住費の減額の対象外の方)の場合でも、高齢夫婦の世帯等で一方が施設入所した場合に、在宅で生活する配偶者の生計が困難になるとときには、申請に基づき、食費・居住費の負担を利用者負担第3段階へ変更することができます。 <u>※主な減免条件:次の6つ条件全てにあてはまること</u> ①施設入所時点で世帯の構成数が2名以上であること。 ②世帯に市民税課税者がいること。 ③施設入所で第4段階の食費・居住費を負担し、世帯の年間収入から施設利用の介護費用・食費・居住費を除いた額が80万円以下であること。 ④世帯の預貯金額等が450万円以下。 ⑤住んでいる家屋以外の活用できる資産がないこと。 ⑥介護保険料の滞納がないこと。
⑦ 利用者負担額の減免		災害等の特別な事情により、介護費用の支払いが困難と認められた場合は、申請に基づき、費用の一部が減免されます。 (主な減免条件:災害、生計維持者の死亡、失業、又は干ばつ、冷害などにより収入が著しく減少した場合等)
⑧ 社会福祉法人による軽減		社会福祉法人が実施している介護サービスを利用している方で、一定の条件を満たしていれば、申請に基づき、介護費、食費、居住費の2分1又は4分の1が軽減されます。 <u>※主な減免条件:次の6つ条件全てにあてはまること</u> ①市民税非課税者であること。 ②年間収入が単身で150万円以下であること。 ③預貯金等の額が単身で350万円以下であること。 ④住んでいる家屋以外の活用できる資産がないこと。 ⑤介護保険料の滞納がないこと。 ⑥負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
⑨ 生活福祉資金の貸付		介護費用等を一時的に融通できないとき、無利子又は低い金利で貸付を行っています。 窓口は、見附市社会福祉協議会です。

世帯(※1)……住民基本台帳上の世帯のことをいいます。

世帯(※2)……医療保険が同じ世帯のことをいいます。

(お問い合わせ)

見附市健康福祉課 介護保険係

電話 0258-61-1350 FAX 0258-62-7052

③高額介護サービス費

区 分		負担の上限額(月額)
第1段階	生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)
第2段階	前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	15,000円(個人) 24,600円(世帯)
第3段階		24,600円(世帯)
第4段階	世帯の全員が市民税非課税	24,600円(世帯)
第5段階	市民税課税～課税所得145万円(年収約383万円)未満	44,400円(世帯)
第6段階	課税所得145万円(年収約383万円)以上～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
第7段階	課税所得380万円(年収約770万円)以上～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
第8段階	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)

④高額医療合算介護サービス費

(70歳以上の場合)

区 分		自己負担限度額 (年額※)
低所得区分Ⅰ	市民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)	19万円
低所得区分Ⅱ	市民税非課税世帯	31万円
一般	課税所得145万円未満の世帯	56万円
現役並み所得者	課税所得145万円以上380万円未満の世帯	67万円
	課税所得380万円以上690万円未満の世帯	141万円
	課税所得690万円以上の世帯	212万円

※毎年8月1日～翌年7月31日までの1年間

⑤食費・居住費の減額（負担限度額認定）

R3. 8以降

【段階ごとの減額認定の要件】

利用者 負担段階	対象者の要件		預貯金等(※1) の要件 (夫婦の場合)
第1段階	・生活保護受給者（被保護者証明書の写しをご提出ください。）		預貯金の要件なし
	・世帯(※2)全員が市民税非課税である老齢福祉年金受給者		1,000万円 (2,000万円) 以下
第2段階	・世帯(※2) 全員が市民 税非課税	本人の年金収入金額(※3)＋合計所得金額が 80万円以下	650万円 (1,650万円) 以下
第3段階①		本人の年金収入金額(※2)＋合計所得金額が 80万円超～120万円以下	550万円 (1,550万円) 以下
第3段階②		本人の年金収入金額(※2)＋合計所得金額が 120万円超	500万円 (1,500万円) 以下
第4段階 (基準費用額)	・市民税世帯非課税で上記の年金収入や預貯金等の要件を満たさなかった方 ・市民税世帯課税の方		

※1 預貯金等に含まれるものについては、別チラシ「申請にあたっての注意事項」に記載の一覧表をご確認ください。40歳～64歳の第2号被保険者の場合は、第2段階～第3段階②であっても、単身1,000万円(夫婦2,000万円)以下となります。

※2 世帯が別になっている配偶者を含みます。

※3 年金収入金額には非課税年金(遺族年金、障害年金等)を含みます。

注1 市民税世帯課税で、施設入所時点の世帯の構成数が2名以上である場合、食費・居住費の軽減を受けられないことにより生活が困窮する場合などで、申請により利用者負担を第3段階に戻す取扱い(2ページ⑥)をすることがあります。

【段階ごとの負担限度額】

利用者 負担段階	居住費(滞在費)						食費の 限度額 ()は ショートステイ
	ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型個室		多床室		
			特養 (※1)	特養以外 (※2)	特養 (※1)	特養以外 (※2)	
第1段階	820 円	490 円	320 円	490 円	0 円	0 円	300 円
第2段階	820 円	490 円	420 円	490 円	370 円	370 円	390 円 (600 円)
第3段階①	1,310 円	1,310 円	820 円	1,310 円	370 円	370 円	650 円 (1,000 円)
第3段階②							1,360 円 (1,300 円)
第4段階 (基準費用額)	2,006 円	1,668 円	1,171 円	1,668 円	855 円	377 円	1,445 円

※1 「特養」は、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護(ショートステイ)です。

※2 「特養以外」は介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護(医療型ショートステイ)です。